

支 部 長 殿

(一社)長野県宅地建物取引業協会
会 長 朝 倉 平 和

消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について

時下 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、本会会務運営に際し格別のご支援ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、消費税の円滑かつ適正な転嫁に向けた取組を行うため、本年6月に「消費税転嫁対策特別措置法」が成立し本年10月1日から施行されることとなりました。本法では平成26年4月1日以降に供給する商品又は役務について、消費税の転嫁を拒む行為等が禁止されております。

この件に関し、今般国土交通省より消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について、周知の依頼がありましたのでご送付いたします。

つきましては、貴支部会員にご周知賜りますようお願い申し上げます。

なお、標記について宅建協会HPの新着ニュースに掲載予定です。

記

○消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について 国土動第68号

○消費税の円滑かつ適正な転嫁のために【参考資料】

(内閣官房、内閣府、公正取引委員会、消費者庁、税務省)